



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 旅行業法施行規則の一部を改正する
省令 (国土交通六〇)

〔告 示〕

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件
(国家公安委五八)

○ 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務三四四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係
会社その他
会社決算公告

二七

省

令

○ 国土交通省令第六十号
旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号) 第二十七条の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十月六日
国土交通大臣 石井 啓一

旅行業法施行規則の一部を改正する省令
 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
(試験事務の代行) 第五十一条 (略)			
2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。			
名 称 (略)	主たる事務所の所在地 (略)	名 称 (略)	主たる事務所の所在地 (略)
一般社団法人全国旅行業協会	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイスビル	社団法人全国旅行業協会（昭和四十一年二月二十二日に社団法人全国旅行業協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門四丁目一番二 十号田中山ビル
試験事務を行う事務所の所在地	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイスビル	試験事務を行う事務所の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目一番二 十号田中山ビル

附則
 この省令は、平成二十九年十月七日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第五十八号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

国家公安委員会委員長 小此木八郎

氏名 スルキフリ・アブドゥル・ヘール (ZULKIFLI ABDUL HIR)

名簿に記載された年月日 2003年9月9日（2010年1月25日及び2015年8月6日に改訂）

名簿記載者公告番号 Q1-58

○外務省告示第三百四十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第三百二十三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第千二百五十三号に基づき設立された各理事委員会が平成二十九年九月十二日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び第千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月六日

外務大臣 河野 太郎